

「自然再生基本方針」は、自然再生推進法（平成14年法律第148号）第7条に基づき、自然再生に関する施策を総合的に推進するために策定する基本方針です。

おおむね5年ごとに見直しを行うこととされており、前回見直し（平成26年11月）より5年が経過することから、環境省及び農林水産省、国土交通省、文部科学省が、有識者等の意見を伺いながら、自然再生専門家会議において見直しの検討を行ってきたものです。

自然再生をとりまく この5年間の動き

時期	内容
平成27年3月	「外来種被害防止行動計画」の策定
平成27年8月	「国土利用計画（全国計画）」の閣議決定
平成28年3月	「生物多様性及び生態系サービスの総合評価」の公表
平成29年6月	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）」の改正
平成30年4月	「第五次環境基本計画」の閣議決定
平成30年6月	「気候変動適応法」の公布
平成30年11月	「気候変動適応計画」の閣議決定
令和元年7月	「グリーンインフラ推進戦略」の公表

見直しのポイント

情勢等の変化に伴う記載の強化

- 人口減少等の自然環境取り巻く状況の変化の反映
- 希少種の保全及び外来種対策にかかる情報の反映
- 生態系の防災・減災機能の発揮の推進にかかる情報の反映
- 生態系ネットワーク形成の推進にかかる情報の反映
- グリーンインフラの推進にかかる情報の反映 等

関連する法律成立・改正に伴う記載の強化

- 「気候変動適応法」成立に伴う情報の反映
- 「種の保存法」改正に伴う情報の反映

第五次環境基本計画の考え方の反映

- 「地域循環共生圏」構築に向けた取組に関する記載内容を拡充
- 「持続可能な開発目標」（SDGs）に関する記載内容を拡充

自然再生基本方針の構成の変更

- 自然再生の推進に関する重要事項を一か所にまとめて整理 等